

## スマート農業推進モデル事業費補助金実施要領

### 第1 趣旨

農業従事者の高齢化に伴い、栽培技術の伝承が困難となり、担い手不足、生産性の低下が懸念されている。このため、スマート農業の導入を支援することで、農作業の省力化・労力軽減や農産物の高品質化による収益性の向上等、農業者の経営基盤の強化を図る。

### 第2 補助事業者

補助事業者は、次に掲げるものとする。

- (1) 岡山市内管轄の認定農業者、認定新規就農者及び農事組合法人
- (2) 岡山市内の地域計画に「農業を担う者」として登録された者

### 第3 事業内容等

本事業の事業種目は次のとおりとし、補助対象、補助率及び補助限度額は、別表に定めるところとする。

- (1) スマート農業活用による農作業省力化等事業

農業技術の向上や生産の効率化に資するスマート農業技術の導入を支援する。

### 第4 事業の申請手続き

#### 1 事業計画書の承認等

- (1) 補助事業者は、事業計画書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
- (2) 市長は（1）により提出された事業計画書を審査し、適当であると認められる場合には、これを承認するものとする。

#### 2 事業計画の変更

補助事業者は、事業計画を変更しようとするときは、1に準じて変更計画書（様式第1号）を提出し、市長の承認を受けるものとする。

#### 3 事業実績等の報告

補助事業者は、事業が完了したときは、事業報告書（様式第1号）を作成し、すみやかに市長へ提出するものとする。

### 第5 財産の処分の制限

補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する財産について、その処分制限期間

(原価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵大臣奨励第15号)に定める期間をいう。)内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

## 第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表(第3関係)

事業種目	補助対象	補助率	限度額
スマート農業活用による農作業省力化等事業	国が定義する「スマート農業技術」の導入に係る経費 ※パソコン、スマートフォン、タブレット等の情報機器端末及びシステム利用料等の運用費は除く。	1/4以内	200,000円

※本事業におけるスマート農業技術は、国が定義する次の①から③までに適合した技術とする。

- ① 農業機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具並びに農業用設備又は農業用施設を構成する装置、建物及びその附属設備並びに構築物に組み込まれて活用されるものであること。
- ② 情報通信技術(電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。)を用いた技術であること。
- ③ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

岡山市スマート農業推進モデル事業

事業計画書  
変更計画書  
事業報告書

1 申請者（補助事業者）

氏名（名称） （代表者）		受益 農家数	戸
住 所	〒 岡山市	連絡先	

2 事業の計画

現状の説明 及び 取組の概要				
事業 の 内 容	具体的な 目標	項 目	現 状	目 標
	実施箇所			
対象品目		受益面積（ha）		

3 導入する機械・設備及び事業量

事業種目	事業内容及び事業量	総事業費	補助対象費	市補助金	その他
スマート農業活 用による農作業 省力化事業		円	円	円	円
合 計					

4 事業実施期間（工期）

着手（予定）	年 月 日	完了（予定）	年 月 日
--------	-------	--------	-------

5 添付資料

- 1 位置図（施工、設置場所を記入のこと）
- 2 事業実施主体の構成員名簿、施設管理規定等
- 3 見積書、スマート農業技術であることが確認できるもの（カタログ等）
- 4 その他必要と認める資料
- 5 完成写真、納品書、請求書または領収書の写し（事業報告時に必要な物とともに添付）
- 6 事業計画変更の理由書（計画変更時に、必要な物とともに添付）